

人格権侵害補償特約 (限度額設定1,000万円)

チャブ保険 | 施設所有(管理)者賠償責任保険
請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険

オプションとして補償することが可能です。

● 補償の内容

被保険者の業務に起因して、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 不当な身体の拘束による自由の侵害名誉毀損
- 口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害



誤って万引き犯と取り違えたことにより、名誉棄損として、損害賠償を請求された。

● 支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額 1 事故・保険期間中：1,000 万円

免責金額 該当する賠償責任保険の 1 事故あたり免責金額となります。

● 保険金をお支払いしない主な場合

- ・施設所有(管理)者賠償責任保険 / 請負業者賠償責任保険 / 生産物賠償責任保険パンフレット記載の保険金をお支払いできない主な場合
- ・次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者によってまたは被保険者の了解もしくは同意によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任
 - 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する賠償責任
 - 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

*このチラシは人格権侵害補償特約(限度額設定1,000万円)の概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険パンフレットおよび賠償責任保険重要事項説明書をあわせてご覧ください。また、詳しくは賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので取扱代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) P&C 本部
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7140(代)
www.chubb.com/jp

2021年9月版
L2110445